○関東地方整備局告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第三百五十八号上尾都市計画道路事業三・四・七号中山道

三　事業施行期間　自平成二十一年十二月二十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第二百二十八号北本都市計画道路事業三・四・七号仲仙道

三　事業施行期間　自平成十五年六月十七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年関東地方整備局告示第二十七号熊谷都市計画道路事業三・三・十一号熊谷太田線

三　事業施行期間　自平成二十年一月二十五日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第四十二号草加都市計画道路事業三・三・三号草加三郷線及び三・三・四号浦和東京線

三　事業施行期間　自平成十五年二月二十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二千十号草加都市計画道路事業三・四・二十一号草加彦成線

三　事業施行期間　自平成九年十二月一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年関東地方整備局告示第二十六号草加都市計画道路事業三・三・七十七号三郷流山線

三　事業施行期間　自平成二十年一月二十五日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十年関東地方整備局告示第二十六号の事業地のうち大字道庭字井堀向及び大字道庭字堤外地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第百八十六号越谷都市計画道路事業三・三・一号越谷吉川線

三　事業施行期間　自平成十九年四月十九日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志